

## 各種商品券・クーポン等の取扱加盟店に関する誓約書

貴会が取扱う商品券「通常商品券」(以下、「商品券」という。)、  
「おおのじょうキャッシュレス商品券(おおのジョーpay)」(以下、「おおのジョーpay」という。)、  
「おおのじょうプレミアム商品券」(以下、「プレミアム商品券」という。)、  
並びに貴会が受託して取扱うクーポン等(以下、「クーポン等」という。)の取扱加盟店登録にあたり下記の事項を確認し遵守することを誓約します。

### 1. 取扱加盟店資格

- (1) 大野城市内に事業所を有しています。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)2条2号に規定する暴力団、又は、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業所ではありません。

### 2. 取扱加盟店登録手続き及び加盟金

- (1) 加盟店登録にあたっては貴会が指定する取扱加盟店申込書に必要事項を記入し、貴会へ提出します。
- (2) 取扱加盟店申込書を提出する際、加盟金として1,100円(税込)を添えて納入します。(但し、既に取扱加盟店になっている場合は免除)

### 3. 取扱加盟店の表示

当店は貴会が配布した取扱加盟店であることを表すタペストリー等を、消費者の目につきやすいところに掲示します。

### 4. 取扱

- (1) 商取引以外の目的で利用してはならないことを確認し、これによって生じる一切のトラブルについては当店が責任を負うことを承諾します。
- (2) 当店は消費者が各種商品券・クーポン等を使用する場合、現金同様に取扱うものとし釣銭は渡しません
- (3) 使用済みの各種商品券・クーポン等は使い回しできないものとし、取扱に不正がみられた場合は、直ちに取扱加盟店資格を停止されることを承諾します。
- (4) 当店にて各種商品券・クーポン等を紛失盗難等にあった場合、加盟店がその責任を負うことを承諾します。
- (5) 当店は次の場合各種商品券・クーポン等は受け取らず、消費者に使用出来ないものと説明を行い、理解を得るよう努めます。
  - ①取扱有効期限が過ぎたものや、変形・破損等が著しい場合
  - ②商品券に発行者の印及び番号のない場合、又は、確認できない場合
  - ③違法又は不正に取得されたもの、偽造・変造されたものである場合
  - ④使用が税金・換金性の高いもの(各種商品券・ビール券・印紙・切手・はがき・プリペイドカード等)及び公共料金・地代家賃・業務用の支払・保険診療・保育料等・タバコ等の小売定価以外に販売が禁止されているもの
  - ⑤売場面積1,000㎡以上の大型店において、小規模店舗のみ取扱い可能な各種商品券・クーポン等の利用
- (6) おおのジョーpay 決済後の商品キャンセルによる現金返金(法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除く)、未使用のおおのジョーpay を現金換金することは不正行為にあたりと承諾します。

### 5. 換金

- (1) 当店は下記の換金期間を遵守します。
  - ①商品券の換金期間は、商品券の使用期間(発行日より6ヶ月)終了後、2ヶ月まで。
  - ②前項以外の各種商品券・クーポン等に関しては、その都度、商工会が定めたもの。
- (2) 当店は貴会非会員の場合、運営費として、プレミアム商品券・おおのジョーpay 換金時に額面の5%を貴会へ支払うことを承諾します。尚、その他、各種商品券・クーポン等の換金に関する条件は、その都度、貴会が定めたものを遵守します。
- (3) 紙媒体の各種商品券・クーポン等は、受け取った券の裏面に事業所名を記入し押印して、「加盟店証」を添えて、貴会または指定金融機関にて換金することを確認しました。尚、換金を貴会で行う場合、10万円未

満の換金に関しては現金払い、10万円以上の換金は小切手(令和8年9月まで)または振込支払とし、振込手数料は当店負担とすることを承諾します。

- (4) おおのジョーpay の振込は月2回。振込基準日は、①月末締め4営業日後支払②15日締め4営業日後支払。ただし、支払日が土・日・祝日の場合は翌営業日に支払うものとし、金融機関の定める振込手数料は売上振込時に売上からその都度差し引くものと承諾しました。また、筑邦銀行はその限りでないと確認しました。
- (5) おおのジョーpay の売上の自動清算振込下限金額を1万円とし、手動清算振込下限額を1,000円とすること、基準日到来時に下限金額に満たない場合振込は行わず、下限金額に到達した基準日にて締めを行い振込が行われること、最終換金月はこの限りではないことを承諾します。

#### 6. 消費者とのトラブル

消費者が各種商品券・クーポン等を利用された際に生じた商取引上の諸問題は、当店において速やかに解決します。

#### 7. 届 出

当店は、住所・代表者・業種等を変更した場合や登録の取消が必要な場合は、速やかに貴会へ届け出ます。

#### 8. その他

- (1) 各種商品券・クーポン等の取り扱いに関して、貴会から改善要請等があった場合、それに従います。
- (2) この誓約書に関しての疑義や記載の変更等が生じた場合、貴会と誠意をもって協議し解決に協力します。

年 月 日

大野城市商工会  
会長 花田 稔之 殿

(加盟店)

印